

消費税転嫁拒否行為 商品購入、役務利用、 利益提供の要請

消費税率の引上げ分を
支払うかわりに、
何か特別なサービスをつ
けてよ



消費税の転嫁を受け入れる代わりに、買手の指定する商品を購入させたり、サービスを利用させたり、経済上の利益を提供させる行為を行う事業者にご注意ください。



もしもお取引先から、消費税転嫁拒否行為を受けた場合は、すぐにご相談ください。

Tel.03-3581-3379

消費税転嫁拒否

検索

下請法の運用基準を改正! 11月は下請取引適正化推進月間です